

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（1） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和4年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・伴野 誠人・木村 克哉・松本 一将 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455号
刊行日	2023-4-14
頁	87-95
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013） / 03-5521-7686（直通））。

## 地方議会からの意見書（1）

### — 参議院が受理した意見書の主な項目（令和4年） —

根岸 隆史

伴野 誠人

木村 克哉

松本 一将

（行政監視委員会調査室）

1. はじめに
2. 意見書制度の概況
  - （1）地方議会による意見書の提出
  - （2）参議院における意見書年間受理件数の推移
3. 意見書の主な項目の紹介
  - （1）保育士の処遇改善等
  - （2）女性デジタル人材育成の推進
  - （3）緊急事態に関する議論
  - （4）地方財政の充実・強化
  - （5）選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の法制化
4. おわりに

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

近年の参議院の行政監視サイクル<sup>2</sup>では、行政監視委員会を中心として、総務省行政評価局の調査結果等も踏まえつつ、行政全般に関し広く議論がなされてきた。中でも、国と地方の行政の役割分担については、行政監視委員会における参考人質疑や、小委員会を設置しての審議もなされてきた<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 本稿は令和5年3月28日現在の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

<sup>2</sup> 行政監視サイクルの流れについては、根岸隆史「参議院の行政監視機能強化の状況」『立法と調査』No. 454（令5.2.22）を参照。

<sup>3</sup> 令和元年サイクル以降、「国と地方の行政の役割分担に関する件」をテーマとした参考人質疑が行われてい

国と地方の行政の役割分担については、国と地方自治体の事務の実態や権限関係、諸課題への対応における連携の在り方を始め、地方自治体の行財政に関する国の考え方、地域の実情に応じた地方自治体に対する財源等の支援の在り方等について議論がなされ、新型コロナウイルス感染症対策に関連して国から地方自治体へ発出された通知や事務連絡の改善の必要性、行政の計画策定等における地方自治体の負担への配慮に係る国の姿勢や取組などについても論じられた<sup>4</sup>。

一方、国と地方の行政の在り方に関係する国の取組については、地方公共団体の議会（以下「地方議会」という。）から参議院に対し多数の意見書が提出されており、とりわけ令和2年及び3年においては、新型コロナウイルス感染症対策に関連した国の地方に対する支援について幅広い多数の要望がなされてきた。

本稿では、令和4年に参議院が地方議会から受理した意見書について、その主な要望項目を整理の上、概要を示したい<sup>5</sup>。以下では、まず、意見書制度の概況を解説し、引き続いて意見書の主な項目を紹介する。

## 2. 意見書制度の概況

### （1）地方議会による意見書の提出

地方議会は、機関としての意思を意見や要望としてまとめた意見書の提出権を有している。これは、一定の事項について機関としてその意思や見解等を表明するという地方議会の権限（意見表明権）に基づくものであり<sup>6</sup>、地方自治法第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とされている<sup>7</sup>。

従来、意見書の提出先は関係行政庁のみであったが、地方分権の進展に対応した地方議会の活性化に資する<sup>8</sup>として、平成12年の地方自治法改正により、国会が提出先に追加された<sup>9</sup>。参議院では、地方議会から意見書を受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に対し参考送付している。

---

る。また、令和元年～3年サイクルでは、「国と地方の行政の役割分担に関する小委員会」が設置された。

<sup>4</sup> 第201回国会参議院行政監視委員会国と地方の行政の役割分担に関する小委員会会議録第1号（令2.4.13）等を参照。

<sup>5</sup> 令和3年の意見書については、根岸隆史・徳田貴子・伴野誠人・永旗舞衣「地方議会からの意見書（1）」『立法と調査』No.444（令4.4.14）、同「地方議会からの意見書（3）」『立法と調査』No.446（令4.6.1）、根岸隆史・内藤亜美・木村克哉・嵯峨惇也「地方議会からの意見書（2）」『立法と調査』No.445（令4.4.28）、同「地方議会からの意見書（4）」『立法と調査』No.447（令4.7.8）及び根岸隆史・内藤亜美・伴野誠人・永旗舞衣「地方議会からの意見書（5）」『立法と調査』No.448（令4.7.29）参照。

<sup>6</sup> 松本英昭『要説地方自治法（第十次改訂版）—新地方自治制度の全容—』（ぎょうせい、平成30年）390頁

<sup>7</sup> このほか、地方六団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の六つの団体の総称）は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、内閣に対する意見具申権及び国会に対する意見書提出権を有している（地方自治法第263条の3第1項及び第2項）。

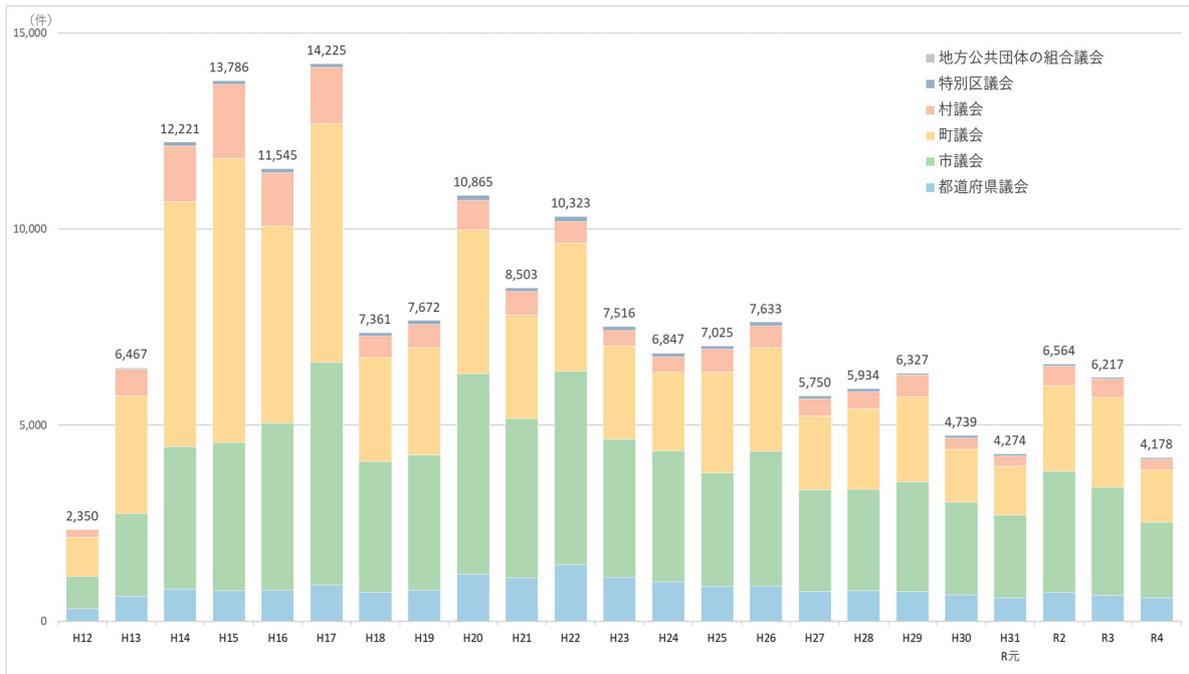
<sup>8</sup> 平成12年の地方自治法改正に関する参議院における法案審査では、法案提出者である斉藤斗志二衆議院地方行政委員長より、「地方公共団体の公益に関する事件については、国会で審議できるものも多々あることから、地方議会が国会に対して意見書の提出ができるようにすることも、議会の活性化に資するものと思料される」との趣旨説明がなされた（第147回国会参議院地方行政・警察委員会会議録第12号1頁（平12.5.23））。

<sup>9</sup> 地方自治法の改正を受け、第148回国会（臨時会）閉会後の平成12年7月27日から意見書の受理が開始された。

## （２）参議院における意見書年間受理件数の推移

令和４年に参議院で受理された4,178件の意見書を提出議会別に分類すると、都道府県議会が590件、市議会が1,925件、町議会が1,336件、村議会が282件、特別区議会が45件となっている。なお、参議院における意見書の年間受理件数の推移は、以下のとおりである。

図表 参議院における意見書年間受理件数の推移



（出所）筆者作成

参議院における意見書の年間受理件数は、平成17年に14,225件に達したが、以後は逡減傾向が見られてきた<sup>10</sup>。令和４年の受理件数は4,178件であり、令和３年の6,217件に比べ、2,039件（32.8％）の大幅な減少となった。

この背景としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やその長期化に伴い、同感染症対策に関連する要望を含んだ意見書の提出が令和２年及び３年にそれぞれ約2,000件に及んでいたものが、令和４年に急減したことが挙げられよう<sup>11</sup>。

## ３．意見書の主な項目の紹介

以下では、令和４年に参議院が受理した意見書の中から、主な要望事項を抽出し取りまとめた項目について、関連する制度の概要や課題などを示しつつ紹介する。

<sup>10</sup> いわゆる「平成の大合併」により、平成17年前後に地方公共団体数は大きく変動している（平成16年５月：市695、町1,872、村533、計3,100→平成18年３月：市777、町846、村198、計1,821）。

<sup>11</sup> 件名に「コロナ」を含む意見書の総数は、令和２年：2,245件、令和３年：1,869件、令和４年：117件と推移している。実際には、このほかに本文において新型コロナウイルス感染症関連の取組に触れているものも数多い。

## (1) 保育士の処遇改善等

### 主な要望事項

- 公定価格<sup>12</sup>を引き上げ、保育士等の処遇改善を図るとともに、改善に必要な財源を十分確保すること。
- 保育士の配置基準の見直しを行うこと。

保育所等で働く保育士の数は令和2年において約52万人と推計されており、近年は増加傾向となっているものの、令和3年の有効求人倍率は2.50倍と依然として全職業計の1.03倍を上回る高い水準で推移している<sup>13</sup>。しかし、保育士の令和3年の平均賃金は役職者を除く月収換算で30.9万円となっており、全職種平均である35.5万円を下回っている<sup>14</sup>。

平成25年度以降、政府は、人事院勧告に準拠した公定価格の見直しや経験年数に応じた公定価格への加算等の給与面の処遇改善を実施してきた<sup>15</sup>。さらに、令和4年2月からは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月閣議決定)を踏まえて、保育士等<sup>16</sup>を対象として収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」を公定価格における加算とは別に実施している。

国が定める保育士の配置基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」<sup>17</sup>により、子どもの年齢ごとに最低限必要な保育士の人数が定められているが、4歳児以上の配置基準については同基準が制定された昭和23年から変更されておらず、政府は、保育士の配置基準の改善を重要な課題とし、引き続き努力するとしている<sup>18</sup>。

近年、政府は、保育サービスの量・質両面からの強化の推進などを含んだ「異次元の少子化対策」を掲げており、子ども・子育て政策を先送りの許されない課題としている<sup>19</sup>。

このほか、保育所の面積基準<sup>20</sup>を改善することや、公定価格に係る地域区分<sup>21</sup>を過疎地域の実情も踏まえて見直すことなどの要望事項も見られた。

<sup>12</sup> 教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額であり、この公定価格(基本額+各種加算)に基づき国や市町村等の保育所への財政支援の額が算定される。

<sup>13</sup> 厚生労働省『令和4年版厚生労働白書』52～56頁

<sup>14</sup> 厚生労働省『令和4年版厚生労働白書』60頁

<sup>15</sup> このほか地方自治体への支援策として、平成25年度から「待機児童解消加速化プラン」、平成30年度から「子育て安心プラン」、令和3年度から「新子育て安心プラン」を実施しており、待機児童の解消に向けた保育人材の確保のための支援等を実施している。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令4.6.7閣議決定)では、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組むとされている。

<sup>16</sup> 法人役員を兼務する施設長や延長保育・預かり保育などの通常の保育以外のみに従事している職員を除いた、調理員、栄養士、事務職員等の施設・事業所に勤務する全ての職員であり、保育士に限らない。

<sup>17</sup> 昭和23年厚生省令第63号。0歳児3人、1～2歳児6人、3歳児20人、4～5歳児30人にそれぞれ保育士1人以上を配置することとし、原則保育所全体で最低2人以上の保育士を配置することを規定している。

<sup>18</sup> 第211回国会参議院本会議録第4号(令5.1.27)岸田内閣総理大臣答弁。なお、政府は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」により、平成27年度から、3歳児に対する保育士等の配置を幼児:保育士20:1から15:1に引き上げる保育所等への公定価格上の加算を設けている。

<sup>19</sup> 岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令5.1.4)及び第211回国会参議院本会議録第1号(令5.1.23)

<sup>20</sup> 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、乳児室1.65㎡/人、ほふく室3.3㎡/人、保育室1.98㎡/人、遊戯場1.98㎡/人及び屋外遊戯場3.3㎡/人とされている。

<sup>21</sup> 地域別の人件費等の違いを考慮した公定価格の人件費単価への加算割合であり、0～20%の地域差がある。

## (2) 女性デジタル人材育成の推進

### 主な要望事項

- 女性デジタル人材育成プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制を早急に整備すること。
- 女性デジタル人材育成プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

新型コロナウイルス感染症は女性の就業に大きな影響を与え<sup>22</sup>、非正規雇用労働者への厳しい影響が継続する一方、情報通信業では雇用が増加し、その他業種でもデジタル人材の需要が高まっている。こうした状況を受け、女性の経済的自立<sup>23</sup>に向けた就労支援、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップ<sup>24</sup>解消に向けた取組を進めるため、令和4年4月、内閣府男女共同参画会議では「女性デジタル人材育成プラン」が決定され、政府全体のデジタル人材育成の取組と連携し令和4年度から3年間集中して取組を推進するとされた。

令和4年12月、政府は、デジタルの力で地方創生と地域の社会課題の解決を目指すデジタル田園都市国家構想を実現するため、必要な施策の内容やロードマップ等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定した。同総合戦略では、女性デジタル人材育成プランに基づく具体的な取組として、デジタル人材育成プラットフォーム<sup>25</sup>における女性が活用しやすい講座の抽出や、公的職業訓練における育児中の女性も受けやすいeラーニングコースの拡充、託児サービス付きの訓練コース等の実施のほか、地域女性活躍推進交付金<sup>26</sup>を通じた女性デジタル人材の育成等の地方公共団体が行う取組への支援、地方公共団体等の優良事例の全国への横展開<sup>27</sup>等を行うとしている。また、テレワーク<sup>28</sup>の定着・促進について、デジタル田園都市国家構想交付金<sup>29</sup>等の活用を通じたサテライトオフィス等の整備に取り組む地方公共団体の支援等を行うとしている。

このほか、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介を全国規模で行えるようプラットフォームを形成することなどの要望事項も見られた。

<sup>22</sup> 就業者数は緊急事態宣言が発出された令和2年4月に大幅に減少しており、特に女性の減少幅が大きい（女性は70万人、男性は39万人減少）（内閣府共同参画局「コロナ下の女性への影響について」（令3.12））。

<sup>23</sup> 世界経済フォーラムが2022年7月に公表したジェンダー・ギャップ指数の経済分野において日本は146か国中121位となっている（内閣府男女共同参画局『共同参画』（令4.8）11頁）。

<sup>24</sup> 令和3年時点でIT技術者の女性比率は19%にとどまる（内閣府男女共同参画局『共同参画』（令4.6）7頁）。

<sup>25</sup> デジタル人材育成プラットフォームポータルサイト「マナビDX」〈<https://manabi-dx.ipa.go.jp>〉

<sup>26</sup> 令和4年度予算で3億円、令和4年度予備費による追加措置で2億円、令和5年度予算で2.75億円を計上。

<sup>27</sup> 内閣府男女共同参画局において「女性デジタル人材育成プラン事例集」を取りまとめ公表している。〈[https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital\\_cases.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital_cases.pdf)〉

<sup>28</sup> 感染症の影響により、全国のテレワークの実施率は上昇し、令和元年12月の10.3%から令和4年6月には30.6%となっている（「デジタル田園都市国家構想総合戦略〈参考資料（データ集）〉」17頁）。

<sup>29</sup> 令和4年度第2次補正予算で800億円、令和5年度予算で1,000億円を計上。

### (3) 緊急事態に関する議論

#### 主な要望事項

- 緊急事態に対応できる国づくりに向け、緊急時における憲法の在り方、法令等の整備について、建設的かつ広範な議論を行うとともに、国民的議論を喚起すること。

国家緊急権は、「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」とされる<sup>30</sup>。日本国憲法には国家緊急権の規定がないが、この意味について不文の国家緊急権を排するものではないとする説と、排するとする説とがあり、後者は、そのことを積極的に評価する説と、そのことを消極に解し、憲法上緊急権の存在・行使の条件などを明記する必要があるとする説とに分かれる<sup>31</sup>。

政府は、国家緊急権は現行憲法下では認められないものと考えているが、現行憲法下でも大規模な災害や経済的混乱などの非常な事態に対応するため、公共の福祉の観点から合理的な範囲内で国民の権利を制限し、あるいは義務を課す法律を制定することは可能としており、災害対策基本法等を例に挙げている<sup>32</sup>。なお、近年、世界の憲法において、非常事態に対する措置をとる例外的権力を実定化し、その行使の要件等をあらかじめ決めておくいわゆる緊急事態条項を含む憲法が90%以上となっている一方で、緊急時の人権制限を認めているのは60%程度に限られるとされる<sup>33</sup>。

我が国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、令和2年3月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症が同法の適用対象となった。同年4月には同法に基づく緊急事態宣言が発出され、外出や営業の自粛が要請された<sup>34</sup>。令和3年2月には、まん延防止等重点措置の創設や営業時間変更等の要請に応じない場合の地方公共団体からの命令や命令違反に対する過料の規定等を内容とする同法の改正が行われている。さらに、令和5年2月にも同法の改正案が国会に提出され、審議が行われている<sup>35</sup>。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害対策基本法制定以降初めての緊急災害対策本部<sup>36</sup>の設置や、福島第一原子力発電所の事故を受けた原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言の発出と国からの避難指示が行われた。

なお、衆参両院の憲法審査会においても緊急事態条項に関する議論が行われている<sup>37</sup>。

<sup>30</sup> 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第7版』（岩波書店、平成31年）388～389頁

<sup>31</sup> 佐藤幸治『日本国憲法論第2版』（成文堂、令和2年）61～62頁

<sup>32</sup> 内閣法制局長官答弁（第159回国会衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第5号28頁（平16.4.20））

<sup>33</sup> 衆議院憲法審査会事務局「「緊急事態」等に関する資料」（令4.3）4頁

<sup>34</sup> その後、同法に基づく緊急事態宣言は令和3年1月、同年4月にも発出されている。

<sup>35</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（閣法第6号）。内閣総理大臣の都道府県知事等への指示権の発動可能時期の拡大、緊急事態宣言時等に都道府県知事が事業者等へ命令を発出できる場合の明確化及び内閣官房への内閣感染症危機管理統括庁設置等の措置を講ずるもの。

<sup>36</sup> 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、内閣総理大臣を本部長とし、内閣府に設置される。

<sup>37</sup> 第211回国会衆議院憲法審査会議録第2号（令5.3.9）等を参照。

#### (4) 地方財政の充実・強化

##### 主な要望事項

- 社会保障、防災、脱炭素化対策、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズを踏まえ社会保障経費の拡充を図るとともに、人材確保のための財政措置を講ずること。
- 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るとともに、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政を確立すること。
- 新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の確保、保健所体制・機能の強化、その他新型コロナウイルス対応事業、地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を講ずること。

令和5年度地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進などの課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体ベースの一般財源総額<sup>38</sup>について前年度比1,500億円増の62兆1,635億円が確保された。また、社会保障・税一体改革による社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革等に係る措置を講ずるとされ、事業費として国・地方合計で2兆7,972億円が計上された。地方交付税については、国税収入の伸びを反映し、地方交付税の法定率分<sup>39</sup>の増加等により、前年度比3,073億円増の18兆3,611億円が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額は前年度比7,859億円減の9,946億円となった。なお、地方公共団体に対し新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金<sup>40</sup>が交付されており、合計17兆1,260億円<sup>41</sup>が措置されている。

このほか、地域間の税源偏在性の是正に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な改善を行うことや、「まち・ひと・しごと創生事業費」<sup>42</sup>について同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること、会計年度任用職員<sup>43</sup>の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして財政需要を満たすこと、デジタル・ガバメント化における地方公共団体情報システムの標準化<sup>44</sup>について十分な財源を保障するとともに、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても人材・財源を含めて対応することなどの要望事項も見られた。

<sup>38</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもの。

<sup>39</sup> 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。

<sup>40</sup> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう交付される。

<sup>41</sup> 令和2年度第1～3次補正予算、令和2～4年度の予備費、令和3年度補正予算及び令和4年度第2次補正予算による措置の合計。

<sup>42</sup> 平成27年度以降、地方財政計画の歳出に1兆円が計上されており、令和5年度については、「地方創生推進費」に名称変更した上で、引き続き同額の1兆円が計上された。

<sup>43</sup> 令和2年度から導入された一般職の非常勤職員であり、一会計年度を超えない範囲で任用される。

<sup>44</sup> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）において、標準化対象事務の処理に関する地方公共団体情報システムは国が定める標準化基準に適合するものでなければならないとされた。

## (5) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）<sup>45</sup>の法制化

### 主な要望事項

- 民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の法制化を行うこと。
- 選択的夫婦別氏制度の法制化に向けた議論を進めること。

民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定しており、我が国においては夫婦同氏制度が採られている。これに対し、女性の社会進出等を背景に、婚姻による改氏により不便・不利益が生じる場合があるとして、婚姻後も夫婦それぞれが婚姻前の氏を称することを認める選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。

令和4年3月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、28.9%が「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」、27.0%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」、42.2%が「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい」と回答している。また、内閣府による結婚等に関する意識調査では、20～39歳の女性25.6%（男性11.1%）から、積極的に結婚したいと思わない理由の一つとして「名字・姓が変わるのが嫌・面倒」が挙げられている<sup>46</sup>。

婚姻後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制度を採用している国は我が国以外にないとされ<sup>47</sup>、国連の女子差別撤廃委員会<sup>48</sup>からは我が国に対し、夫婦の氏に関する法改正を求める累次の勧告が行われている<sup>49</sup>。政府は、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関して、国民各層の意見や国会における議論<sup>50</sup>の動向を注視しながら、司法の判断<sup>51</sup>も踏まえ、更なる検討を進めるとしている<sup>52</sup>。

このほか、家族の一体感、子どもへの影響を十分に考慮し、夫婦同氏制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充を図るよう求める意見書も見られた。

<sup>45</sup> 一般的に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれることがあるが、民法等の規定では「姓」や「名字」を「氏（うじ）」と呼んでいることから、本稿では「氏」を使用する。

<sup>46</sup> 内閣府男女共同参画局「令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査報告書」39頁〈[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/hyakunen\\_r03/10.pdf](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/hyakunen_r03/10.pdf)〉

<sup>47</sup> 第203回国会参議院予算委員会会議録第2号37頁（令2.11.6）上川法務大臣答弁。第204回国会衆議院予算委員会会議録第17号18頁（令3.3.1）丸川国務大臣答弁も同旨である。

<sup>48</sup> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の規定に基づき、同条約の実施に関する進捗状況を検討するため、設置されている。

<sup>49</sup> 内閣府男女共同参画局ウェブサイト〈[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html)〉参照。これに対し、政府は女子差別撤廃条約実施状況第9回報告（令3.9）において、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、「第5次男女共同参画基本計画」（令2.12.25閣議決定）における取組等に触れるとともに、情報提供を通じて、国民や国会での議論が深まるよう取り組んでいるとしている。

<sup>50</sup> 岸田内閣総理大臣は、「選択的夫婦別氏制度の導入については、現在でも国民の間に様々な意見があることから、しっかりと議論をし、より幅広い国民の理解を得る必要があると感じています。」と答弁している（第211回国会参議院本会議録第3号（令5.1.26））。

<sup>51</sup> 平成27年12月、最高裁判所は、夫婦同氏を定める民法第750条の規定を合憲と判断した上で、夫婦の氏制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならなした（最大判平27.12.16民集69巻8号2586頁）。また、令和3年6月の大法廷決定及び4年3月の小法廷決定でも同規定を合憲と判断した。

<sup>52</sup> すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（令4.6.3）。「第5次男女共同参画基本計画」においても同内容の記載がなされている。

#### 4. おわりに

本稿では、令和4年に参議院において受理された意見書の主な項目のうち、一部について紹介した。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

(ねぎし たかし、ばんの まさと、きむら かつや、まつもと かずまさ)